

★ 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第五十六号）（教育委員会）

一 改正の理由

学校教育法の一部が改正されたことに伴い、関係条例の規定を整理した。

二 改正の内容

1 学校の種類の順序については、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び大学等の順で規定することとされたため、次に掲げる条例について、必要な規定の整理を行った。

(一) 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例

例

- (二) 広島県立総合体育館設置及び管理条例
- (三) 広島県立産業会館設置及び管理条例
- (四) 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例
- (五) 広島県都市公園条例
- (六) 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例
- (七) 広島県民文化センター設置及び管理条例
- (八) 広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例
- (九) 広島県健康福祉センター設置及び管理条例
- (十) 広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例
- (十一) 広島県縮景園設置及び管理条例及び広島県立美術館条例の一部を改正する条例
- (十二) 広島県総合グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例

2 次に掲げる条例について、引用条項の整理を行った。

- (一) 市としての要件に関する条例
- (二) 職員の給与に関する条例
- (三) 広島県立農業技術大学校設置及び管理条例
- (四) 広島県高等学校等奨学金貸付条例
- (五) 住民基本台帳法施行条例
- (六) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例
- (七) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三 施行期日

学校教育法等の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第五十七号）（行政管理室）

- 一 改正の理由
 知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

事務の範囲	対象市町
一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく事務のうち、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可等	呉市、竹原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、海田町及び世羅町
二 児童福祉法等に基づく事務のうち、児童委員の指揮監督等	呉市、大竹市、廿日市市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び神石高原町
三 理容師法等に基づく事務のうち、理容師業務の停止命令等	尾道市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び世羅町
四 墓地、埋葬等に関する法律等に基づく事務のうち、墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等	呉市、尾道市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び世羅町
五 農薬取締法等に基づく事務のうち、農薬販売者の届出の受付等	三原市、府中市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町
六 温泉法等に基づく事務のうち、温泉の利用の許可等	竹原市、尾道市、庄原市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び世羅町

<p>七 興行場法等に基づく事務のうち、興行場の営業の許可等</p>	<p>尾道市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び世羅町</p>
<p>八 旅館業法等に基づく事務のうち、旅館業の営業の許可等</p>	<p>尾道市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び世羅町</p>
<p>九 公衆浴場法等に基づく事務のうち、公衆浴場の営業の許可等</p>	<p>尾道市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び世羅町</p>
<p>十 民生委員法に基づく事務のうち、民生委員の指揮監督等</p>	<p>大竹市、廿日市市及び神石高原町</p>
<p>十一 医療法等に基づく事務のうち、病院の休止又は再開の届出の受付等</p>	<p>呉市</p>
<p>十二 屋外広告物法等に基づく事務のうち、違反広告物等に対する代執行等</p>	<p>府中市、庄原市、東広島市、廿日市市及び安芸高田市</p>
<p>十三 土地改良法等に基づく事務のうち、土地改良区役員の就任届及び変更届の受理等</p>	<p>福山市、府中市、廿日市市、安芸高田市、江田島市及び世羅町</p>
<p>十四 身体障害者福祉法等に基づく事務のうち、身体障害者相談員の委託等</p>	<p>呉市、竹原市、大竹市、廿日市市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町</p>
<p>十五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務のうち、精神障害者社会適応訓練事業の実施</p>	<p>呉市、庄原市、廿日市市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町</p>

<p>十六 肥料取締法等に基づく事務のうち、事故肥料の譲渡の許可等</p>	<p>三原市、府中市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町</p>
<p>十七 生活保護法に基づく事務のうち、保護施設の設置の届出の受付等</p>	<p>大竹市、廿日市市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町</p>
<p>十八 火薬類取締法等に基づく事務のうち、火薬類の販売営業の許可等</p>	<p>三原市、福山市、府中市、廿日市市、府中町、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>
<p>十九 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等に基づく事務のうち、品質表示等に関する規定遵守の指示等</p>	<p>三原市、府中市、東広島市、廿日市市、江田島市、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>
<p>二十 クリーニング業法等に基づく事務のうち、クリーニング所の開設の届出の受付等</p>	<p>尾道市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び世羅町</p>
<p>二十一 採石法に基づく事務のうち、岩石の採取計画の認可等</p>	<p>三原市、府中市、庄原市、廿日市市、安芸高田市、北広島町及び神石高原町</p>
<p>二十二 毒物及び劇物取締法等に基づく事務のうち、毒物等の廃棄物の回収等の命令等</p>	<p>呉市及び福山市</p>
<p>二十三 社会福祉法に基づく事務のうち、社会福祉法人の定款の認可等</p>	<p>呉市、大竹市、廿日市市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町</p>

<p>二十四 高圧ガス保安法等に基づく事務のうち、第一種製造者に係る製造の許可等</p>	<p>三原市、福山市、府中市、廿日市市、府中町、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>
<p>二十五 森林法等に基づく事務のうち、地域森林計画の対象となつてゐる民有林における開発行為の許可等</p>	<p>福山市、府中市、廿日市市、江田島市、安芸太田町、北広島町及び神石高原町</p>
<p>二十六 道路法に基づく事務のうち、県道の維持修繕等</p>	<p>三原市、尾道市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>
<p>二十七 農地法に基づく事務のうち、農地又は採草放牧地の権利移動の許可等</p>	<p>三原市、尾道市、東広島市、安芸高田市及び北広島町</p>
<p>二十八 土地区画整理法等に基づく事務のうち、土地区画整理事業の施行の認可等</p>	<p>府中市、大竹市、廿日市市、北広島町及び世羅町</p>
<p>二十九 租税特別措置法に基づく事務のうち、優良宅地の造成認定等</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市及び廿日市市</p>
<p>三十 自然公園法等に基づく事務のうち、特別地域内の行為の許可等</p>	<p>廿日市市及び安芸太田町</p>
<p>三十一 美容師法等に基づく事務のうち、美容師業務の停止命令等</p>	<p>尾道市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び世羅町</p>
<p>三十二 水道法に基づく事務のうち、専用水道の施設基準適合の確認等</p>	<p>尾道市、庄原市、廿日市市、安芸高田市、江田島市及び北広島町</p>
<p>三十三 工場立地法に基づく事務のうち、特定工場の新設の届出の受理等</p>	<p>府中町、海田町及び安芸太田町</p>

<p>三十四 知的障害者福祉法に基づく事務のうち、知的障害者相談員の委託</p>	<p>世羅町及び神石高 原町</p>
<p>三十五 住宅地区改良法に基づく事務のうち、土地の形質の変更等の許可等</p>	<p>竹原市、三原市、 尾道市及び廿日市</p>
<p>三十六 商工会法に基づく事務のうち、商工会の設立の認可等</p>	<p>府中町及び安芸太 田町</p>
<p>三十七 薬事法等に基づく事務のうち、薬局の開設の許可等</p>	<p>呉市及び福山市</p>
<p>三十八 宅地造成等規制法等に基づく事務のうち、宅地造成工事規制区域の指定等</p>	<p>竹原市、三原市、 尾道市及び廿日市</p>
<p>三十九 河川法に基づく事務のうち、二級河川の維持修繕等</p>	<p>竹原市、三原市、 尾道市、東広島市 及び廿日市市</p>
<p>四十 母子保健法に基づく事務のうち、低体重児の届出の受付等</p>	<p>竹原市、廿日市市、 江田島市、安芸太 田町及び神石高原 町</p>
<p>四十一 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づく事務のうち、入会林野整備計画の認可等</p>	<p>福山市</p>
<p>四十二 砂利採取法に基づく事務のうち、砂利の採取計画の認可等</p>	<p>三原市、府中市、 庄原市、廿日市市、 安芸高田市、北広 島町及び神石高原 町</p>
<p>四十三 大気汚染防止法に基づく事務のうち、ばい煙発生施設の設置の届出の受付等</p>	<p>東広島市及び大崎 上島町</p>
<p>四十四 都市計画法等に基づく事務のうち、開発行為の許可等</p>	<p>竹原市、三原市、 尾道市及び廿日市</p>
<p>四十五 都市再開発法等に基づく事務のうち、市街地再開発促進区域内の建築の許可等</p>	<p>府中市、大竹市、 廿日市市、北広島 町及び世羅町</p>
<p>四十六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく事務のうち、標識の維持修繕等</p>	<p>三原市、尾道市、 大竹市、東広島市、 廿日市市、北広島 町及び神石高原町</p>

<p>四十七 農業振興地域の整備に関する法律に基づく事務のうち、農用地区域内における開発行為の許可等</p>	<p>世羅町</p>
<p>四十八 建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく事務のうち、特定建築物についての届出の受付等</p>	<p>尾道市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町及び世羅町</p>
<p>四十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく事務のうち、一般廃棄物処理施設の設置の許可等</p>	<p>府中市、廿日市市、江田島市、大崎上島町及び世羅町</p>
<p>五十 水質汚濁防止法に基づく事務のうち、特定施設の設置の届出の受付等</p>	<p>東広島市及び大崎上島町</p>
<p>五十一 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務のうち、公害防止統括者等の選任等の届出の受付等</p>	<p>東広島市及び大崎上島町</p>
<p>五十二 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく事務のうち、回収命令その他被害発生防止の措置命令等</p>	<p>廿日市市、安芸高田市、江田島市、大崎上島町及び世羅町</p>
<p>五十三 農住組合法に基づく事務のうち、土地区画整理事業の施行の認可等</p>	<p>府中市及び廿日市</p>
<p>五十四 浄化槽法に基づく事務のうち、浄化槽の設置及びその構造又は規模の変更の届出の受理等</p>	<p>三原市、府中市、大竹市、廿日市市、江田島市、海田町、熊野町及び世羅町</p>
<p>五十五 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく事務のうち、被爆者に対する健康診断の実施等</p>	<p>廿日市市、大崎上島町及び神石高原町</p>
<p>五十六 介護保険法に基づく事務のうち、介護老人保健施設のエックス線装置の設置等の届出の受付等</p>	<p>呉市</p>
<p>五十七 大規模小売店舗立地法等に基づく事務のうち、大規模小売店舗の新設の届出の受付等</p>	<p>竹原市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、府中町、海田町、坂町、安芸太田町、北広島町及び世羅町</p>

事務の範囲	対象市町
<p>五十八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務のうち、感染症指定医療機関の管理者に対する報告の請求又は検査等</p> <p>五十九 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務のうち、特定施設の設置の届出の受付等</p> <p>六十 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく事務のうち、導入計画の認定等</p> <p>六十一 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく事務のうち、家畜排せつ物の管理の指導及び助言等</p> <p>六十二 障害者自立支援法等に基づく事務のうち、指定障害福祉サービス事業者の指定等</p> <p>六十三 風致地区内における建築等の規制に関する条例等に基づく事務のうち、風致地区内の行為の許可等</p> <p>六十四 広島県自然環境保全条例に基づく事務のうち、特別地区内の行為の許可等</p> <p>六十五 広島県青少年健全育成条例に基づく事務のうち、自動販売機等の設置に関する届出の受付等</p> <p>六十六 広島県自然海浜保全条例に基づく事務のうち、自然海浜保全地区内の行為の届出の受付等</p> <p>六十七 ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例に基づく事務のうち、大規模行為の届出の受付等</p> <p>六十八 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく事務のうち、ばい煙関係特定施設の設置の届出の受付等</p> <p>六十九 広島県土砂の適正処理に関する条例等に基づく事務のうち、土砂の搬出に係る計画の届出の受付等</p>	<p>呉市</p> <p>東広島市及び大崎上島町</p> <p>東広島市及び大崎上島町</p> <p>神石高原町</p> <p>呉市及び大崎上島町</p> <p>神石高原町</p> <p>呉市、府中市、廿日市市、安芸高田市及び安芸太田町</p> <p>神石高原町</p> <p>廿日市市</p> <p>呉市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、大崎上島町、世羅町及び神石高原町</p> <p>三原市、福山市、府中市、東広島市、廿日市市、世羅町及び神石高原町</p> <p>東広島市、廿日市市及び神石高原町</p> <p>東広島市及び大崎上島町</p>
<p>市町を経由することにより処理する事務に追加するもの</p>	

<p>一 栄養士法等に基づく事務のうち、栄養士免許証の交付等</p>	<p>安芸太田町、北広島町及び神石高原町</p>
<p>二 保健師助産師看護師法等に基づく事務のうち、業務従事者の届出の受付等</p>	<p>安芸太田町、北広島町及び神石高原町</p>
<p>三 歯科衛生士法に基づく事務のうち、業務に従事する歯科衛生士の届出の受付</p>	<p>安芸太田町、北広島町及び神石高原町</p>
<p>四 歯科技工士法等に基づく事務のうち、業務に従事する歯科技工士の届出の受付等</p>	<p>安芸太田町、北広島町及び神石高原町</p>
<p>五 調理師法等に基づく事務のうち、調理師免許証の交付等</p>	<p>安芸太田町、北広島町及び神石高原町</p>
<p>六 製菓衛生師法等に基づく事務のうち、製菓衛生師免許証の交付等</p>	<p>安芸太田町、北広島町及び神石高原町</p>
<p>七 大気汚染防止法に基づく事務のうち、ばい煙発生施設の設置の届出の受付等</p>	<p>府中市、庄原市、大竹市、江田島市、世羅町及び神石高原町</p>
<p>八 水質汚濁防止法に基づく事務のうち、特定施設の設置の届出の受付等</p>	<p>府中市、庄原市、大竹市、江田島市、世羅町及び神石高原町</p>
<p>九 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務のうち、公害防止統括者等の選任等の届出の受付等</p>	<p>府中市、庄原市、大竹市、江田島市、世羅町及び神石高原町</p>
<p>十 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく事務のうち、特定施設の設置の許可等</p>	<p>府中市、庄原市、大竹市、江田島市、世羅町及び神石高原町</p>
<p>十一 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務のうち、特定施設の設置の届出の受付等</p>	<p>府中市、庄原市、大竹市、江田島市、世羅町及び神石高原町</p>

十二 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく事務のうち、導入計画の認定	呉市、三原市及び世羅町
十三 医師法施行令に基づく事務のうち、医師免許の申請の受付等	安芸太田町、北広島町及び神石高原町
十四 歯科医師法施行令に基づく事務のうち、歯科医師免許の申請の受付等	安芸太田町、北広島町及び神石高原町
十五 診療放射線技師法施行令に基づく事務のうち、診療放射線技師の免許の申請の受付等	安芸太田町、北広島町及び神石高原町
十六 臨床検査技師等に関する法律施行令に基づく事務のうち、臨床検査技師等の免許の申請の受付等	安芸太田町、北広島町及び神石高原町
十七 薬剤師法施行令に基づく事務のうち、薬剤師の免許の申請の受付等	安芸太田町、北広島町及び神石高原町
十八 理学療法士及び作業療法士法施行令に基づく事務のうち、理学療法士又は作業療法士の免許の申請の受付等	安芸太田町、北広島町及び神石高原町
十九 視能訓練士法施行令に基づく事務のうち、視能訓練士の免許の申請の受付等	安芸太田町、北広島町及び神石高原町
二十 クリーニング業法施行規則に基づく事務のうち、クリーニング師試験の受験願書の受付等	安芸太田町、北広島町及び神石高原町
二十一 広島県心身障害者扶養共済制度条例等に基づく事務のうち、加入者の氏名等の変更の届出の受付等	廿日市市、大崎上島町及び神石高原町
二十二 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく事務のうち、ばい煙関係特定施設の設置の届出の受付等	府中市、庄原市、大竹市、江田島市、世羅町及び神石高原町

3 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

平成二十年四月一日。ただし、二一の表の二十六の改正（県道の維持修繕に係るものに限る。） 平成二十年六月一日

★ 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第五十八号）
（研究開発推進室）

一 改正の理由

広島県立総合技術研究所（以下「研究所」という。）における県民サービスの向上を図るとともに、利用者に適正な負担を求めるため、使用料及び手数料の種別及び額を改定するなど必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 使用料の改定

研究所の設備の使用料について、次の表に掲げる金額を超えない範囲内で知事が別に定める額とした。

センターの区分	種別	金額
保健環境センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一時間につき 四、四〇〇円
	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 四、七〇〇円
食品工業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一七、〇〇〇円
	加工機器	一時間につき 一六、七〇〇円
西部工業技術センター	試験室	一回につき 一、九〇〇円
	加工機器	一時間につき 一六、七〇〇円
東部工業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 三、六〇〇円
	加工機器	一単位につき 三、八〇〇円
農業技術センター	試験室	一回につき 二、〇〇〇円
	測定機器、試験機器及び分析機器	一回につき 一、〇〇〇円
畜産技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一回につき 一七、二〇〇円
	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一五、四〇〇円
水産海洋技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一六、八〇〇円
	加工機器	一単位につき 一五、九〇〇円
林業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一六、八〇〇円
	加工機器	一単位につき 一五、九〇〇円

2 手数料の改定

研究所が行う試験等の手数料について、次の表に掲げる金額を超えない範囲内で知事が別に定める額とした。

センターの区分	種別	金額
保健環境センター	検査及び分析	一件につき 一四五、六〇〇円
	試験及び測定	一単位につき 二八、一〇〇円
食品工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 二八、一〇〇円

ンター	検査及び分析	一成分につき	二七、六〇〇円
	写真	一単位につき	五、三〇〇円
西部工業技術センター	試験及び測定	一単位につき	一四、八〇〇円
	検査及び分析	一単位につき	二一、七〇〇円
東部工業技術センター	写真	一単位につき	五、三〇〇円
	試験及び測定	一単位につき	二九、二〇〇円
農業技術センター	検査及び分析	一単位につき	二一、七〇〇円
	写真	一枚につき	四、二〇〇円
水産海洋技術センター	検査及び分析	一件につき	四〇、七〇〇円
	検査及び分析	一件につき	二二、八〇〇円
林業技術センター	試験及び測定	一件につき	七三、八〇〇円
	検査及び分析	一単位につき	四、八〇〇円
共通	成績書及び証明書	一部につき	一、二〇〇円
	前処理及び試料調製	一時間につき	三、六〇〇円
	設備利用において職員が行う機器操作	一時間につき	三、六〇〇円

3

県外企業に係る特別料金の設定

県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者に対する使用料及び手数料の額は、1及び2の額の二倍に相当する額とした。

三

施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県防災会議条例の一部を改正する条例（条例第五十九号）（危機管理室）

一 改正の要旨

災害対策基本法に規定する指定公共機関から日本郵政公社が削除され、新たに郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が追加されたことに伴い、広島県防災会議の委員等の定数を変更した。

二 施行期日

平成十九年十二月二十五日

★ 保健所における手数料に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十号）（福祉保健
総務室）

一 改正の要旨

保健所における試験検査業務の見直しに伴い、引き続き保健所で行う試験検査業務に係る手数料を次のとおりとした。

種 別	金 額
ヒト免疫不全ウイルス等の 試験検査に係る業務	当該業務に該当する健康保険法第七十六条第二項 の規定により厚生労働大臣が定めるところにより 定める算定方法により算定した額の 100% の八 割に相当する額に 100% 分の 105 を乗じて得た 額

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（条例第六十一号）（障害者支援室）

一 改正の理由

心身障害者扶養保険制度を安定的に運営するため、独立行政法人福祉医療機構の心身障害者扶養保険契約に関する保険約款の一部が改正されたことに伴い、広島県心身障害者扶養共済制度をこの約款に適合した内容にするよう、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 掛金月額を次のとおり改定する。

加入したときの年齢区分	掛金月額	
	改正前	改正後
三五歳未満	三、五〇〇円	九、三〇〇円
三五歳以上四〇歳未満	四、五〇〇円	一、四〇〇円
四〇歳以上四五歳未満	六、〇〇〇円	一四、三〇〇円
四五歳以上五〇歳未満	七、四〇〇円	一七、三〇〇円
五〇歳以上五五歳未満	八、九〇〇円	一八、八〇〇円
五五歳以上六〇歳未満	一〇、八〇〇円	二〇、七〇〇円
六〇歳以上六五歳未満	一三、三〇〇円	二三、三〇〇円
		平成二〇年四月一日以後に加入した者
		平成二〇年四月一日前に加入した者
		一四、五〇〇円

2 弔慰金の額を次のとおり改定する。

加入期間	弔慰金の額	
	改正前	改正後
一年以上五年未満	二〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円
五年以上二〇年未満	五〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円
二〇年以上	一〇〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円
		平成二〇年四月一日以後に加入した者
		平成二〇年四月一日前に加入した者
		一五〇、〇〇〇円

3 脱退一時金の額を次のとおり改定する。

加入期間	脱退一時金の額	
	改正前	改正後
		平成二〇年四月一日以後に加入した者
		平成二〇年四月一日前に加入した者

三 施行期日

平成二十年四月一日

施行期日	二〇年以上	一〇年以上二〇年未 満	五年以上一〇年未 満
	一〇〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
	二五〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円	七五、〇〇〇円
	一五〇、〇〇〇円	七五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円

★ 広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第六十二号）
（港湾管理室）

一 改正の要旨

広島港国際コンテナターミナルの利用の促進を図ることを目的として講じた岸壁係船料及び荷役機械使用料に係る軽減措置について、その額を改定するとともに、適用期間を平成二十二年三月三十一日まで延長するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年三月十九日

★ 広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第六十三号）（教育委員会）

一 改正の理由
教育委員会の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる市町を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容
教育委員会の権限に属する次の表の上欄に掲げる事務を処理する特例の対象となる市町として、同表の下欄に掲げる市町を追加する。

事 務 の 範 囲	対 象 市 町
文化財保護法に基づく事務のうち、埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受付、指示及び命令等	三原市、尾道市、府中市及び世羅町
文化財保護法に基づく事務のうち、史跡名勝天然記念物の現状変更の許可等	安芸太田町及び世羅町

三 施行期日

平成二十年四月一日

★ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十四号）（警察本部）

一 改正の理由

福山市北部地域の治安対策を強化するため、平成二十年四月一日から福山市に新設する警察署の名称、位置及び管轄区域を定めるとともに、広島県福山東警察署及び広島県府中警察署の管轄区域を変更するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 新設する警察署の名称、位置及び管轄区域を次のように定めた。

名 称	位 置	管 轄 区 域
広島県福山北警察署	福山市神辺町	福山市のうち 御幸町、芦田町、加茂町、山野町、駅家町、 新市町、神辺町 神石郡一円

2 広島県福山北警察署の新設に伴い、警察署の管轄区域を次のように変更した。

名 称	改 正 前	改 正 後
広島県福山東警察署	福山市（広島県福山西警察署及び広島県府中警察署の管轄区域を除く。） 神石郡一円	福山市（広島県福山西警察署及び広島県福山北警察署の管轄区域を除く。）
広島県府中警察署	福山市のうち 芦田町、駅家町、新市町 府中市一円	府中市一円

3 広島県福山西警察署の管轄区域の表示の整理を行った。

4 警察署の管轄区域に係る行政区画の基準日を、平成二十年四月一日に改めた。

三 施行期日

平成二十年四月一日。ただし、二三については、平成十九年十二月二十五日

★ 広島県立母子福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例（条例第六十五号）（こども家庭支援室）

一 廃止の要旨

社会経済情勢の変化等により広島県立母子福祉センターが提供する宿泊等の施設利用型サービスの必要性が低下したこと及び施設の老朽化に伴い、当該施設を廃止するため、広島県立母子福祉センター設置及び管理条例を廃止することとした。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第六十六号）（人事室）

一 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児のための短時間勤務制度が導入されたことに伴い、関係条例の規定を整備した。

二 改正の内容

1 職員の給与に関する条例の一部改正

- (一) 育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額
育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の一週間当たりの勤務時間を常勤の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とした。

(二) 諸手当

(1) 通勤手当

自動車等を使用する育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の通勤手当について、一箇月当たりの通勤回数を考慮して、通勤回数が少ない者は、通常額から一定の割合を減じた額とした。

(2) 産業教育手当及び定時制通信教育手当

任期付短時間勤務職員について、常勤の職員に準じて、産業教育手当及び定時制通信教育手当を支給するものとした。

(3) 時間外勤務手当

育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の時間外勤務手当について、その支給割合は、勤務日における割り振られた勤務時間と時間外勤務の時間との合計が八時間に達するまでは、百分の百とした。

(4) 期末・勤勉手当及び期末特別手当

育児短時間勤務職員の期末・勤勉手当及び期末特別手当の基礎額は、育児短時間勤務をしなかった場合の勤務時間を基に割り戻した給料月額等とした。

2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

- (一) 任期付短時間勤務職員について、常勤の職員に準じて、教育職員の特殊勤務手当を支給するものとした。

- (二) 育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員について、社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当は、通常額にその者の一週間当たりの勤務時間を常勤の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とした。

3 職員の退職手当に関する条例の一部改正

育児短時間勤務をした職員の退職手当は、勤務期間から育児短時間勤務をしていない期間の三分の一を減じて計算した額とした。

4 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- (一) 再度の育児休業をすることができるときの特別の事情を追加した。
 - (二) 育児短時間勤務をすることができない職員など、育児短時間勤務制度及びそれに伴う任期付短時間勤務制度の導入に係る規定を整備した。
 - (三) 部分休業の承認要件を緩和した。
- 5 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正
- (一) 育児短時間勤務職員の勤務時間は、承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い任命権者が定めることとした。
 - (二) 任期付短時間勤務職員の勤務時間は、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十二時間までの範囲内で、任命権者が定めることとした。
 - (三) 育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員について、月曜日から金曜日までの間にも週休日設けることができることとしたとともに、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間の割り振りを行うこととした。
 - (四) 育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、勤務時間を考慮して二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数とした。
- 6 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正
- 派遣期間中の育児休業及び育児短時間勤務の期間は、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定による育児休業及び育児短時間勤務の期間とみなすものとした。
- 7 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正
- 育児短時間勤務を行う一般職の任期付研究員の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の一週間当たりの勤務時間を常勤の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とした。
- 8 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
- 育児短時間勤務を行う一般職の任期付職員の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の一週間当たりの勤務時間を常勤の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とした。
- 9 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正
- 育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の一週間当たりの勤務時間を常勤の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とした。

三 施行期日

平成二十年四月一日。ただし、二(4)及び(三)については、平成十九年十二月二十五日

★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第六十七号）（人事室）

一 改正の理由

人事委員会の平成十九年十月九日付けの給与勧告や国家公務員の給与の改定状況などを考慮して、職員の給料月額及び諸手当の額などを改定するとともに、併せて広島県の厳しい財政状況等を総合的に勘案し、職員の給料の減額などの特例措置を行うなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

(一) 給料表の改定

職員の給料表の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 諸手当の改定

(1) 扶養手当

扶養手当の額を次のとおり改定した。

区 分	現 行	改 正 後
配偶者以外の扶養親族（職員に配偶者が不在場合の一人に係るものを除く。）	六、〇〇〇円	六、五〇〇円

(2) 地域手当

ア 地域手当の支給割合を百分の十八を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合（医療職給料表（一）適用者については、当分の間、百分の十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合（指定職職員については百分の十））とした。

イ 広島県内に在勤する職員（医療職給料表（一）適用者を除く。）について、当分の間、百分の〇・三の支給割合の地域手当を支給するものとした。

(3) 通勤手当

通勤手当を次のとおり改定した。

区 分	現 行	改 正 後
交通機関等利用者の一箇月当たりの全額支給限度額	五八、〇〇〇円	七八、〇〇〇円

(4) 管理職手当

管理職手当を次のとおり改定した。

区 分	現 行	改 正 後
支給額の上限	管理職手当を支給される者の給料月額の一〇〇分の二五	管理職手当を支給される職を占める職員の属する職務の級における最高号給の給料月額の一〇〇分の二五

(5) 勤勉手当

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定した。

ア 平成十九年度の支給割合

区分	支給月	現行	改正後
職員（特定幹部職員を除く。）	一二月	一〇〇分の七二・五	一〇〇分の七七・五
特定幹部職員	一二月	一〇〇分の九二・五	一〇〇分の九七・五

イ 平成二十年度以降の支給割合

区分	支給月	現行	改正後
職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の七二・五	一〇〇分の七五
	一二月	一〇〇分の七二・五	一〇〇分の七五
特定幹部職員	六月	一〇〇分の九二・五	一〇〇分の九五
	一二月	一〇〇分の九二・五	一〇〇分の九五

2 任期付研究員の給与改定

(一) 給料表の改定

第二号任期付研究員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当の改定

任期付研究員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区分	支給月	現行	改正後
任期付研究員	一二月	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五五

3 特定任期付職員の給与改定

特定任期付職員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区分	支給月	現行	改正後
特定任期付職員	一二月	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五五

4 職員の給与の減額措置

(一) 次の職員に支給する給料月額を、次の割合に相当する額を減じた額とした。

職員区分	割合
一 指定職職員	一〇〇分の一一
二 行政職給料表八級及び九級並びに他の給料表適用者でこれに相当する級の職員（管理職手当に係る区分が一種又は二種の職を占める職員に限る。）	一〇〇分の七・五
三 行政職給料表八級及び九級並びに他の給料表適用者でこれに相当する級の職員（管理職手当支給対象職員（二に定める職員を除く。）に限る。）並びに行政職給料表六級及び七級並びに他の給料表適用者でこれに相当する級の職員（管理職手当支給対象職員に限る。）	一〇〇分の五・五
四 一から三までに掲げる職員以外の職員	一〇〇分の三・七五

(二) 任期付研究員及び特定任期付職員に支給する給料月額は、百分の三・七五に相当する額を減じて得た額とした。

(三) 4 (一)二及び三の職員に支給する管理職手当の額は、4 (一)二及び三の割合に相当する額を減じた額とした。

(四) 地域手当（他の手当の額の算出の基礎となる場合を除く。）、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を除く手当の額並びに教職調整額の算出の基礎となる給料月額、給料の調整額及び管理職手当の額は、4（一）から（三）までの減額前の額とした。

(五) 特例措置の期間は、平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までとした。

5 その他

この条例の施行に関し必要な経過措置等を定めた。

三 施行期日等

1 平成十九年十二月二十五日。ただし、二1（ロ）（3）及び（4）、二1（ロ）（5）イ、二4については、平成二十年四月一日

2 二1（一）、二1（ロ）（1）及び（2）、二2（一）については平成十九年四月一日から、二1（ロ）（5）ア、二2（ロ）及び二3については平成十九年十二月一日から適用する。

★ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例（条例第六十八号）（人事室）

一 改正の要旨

雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行うなどのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年十二月二十五日

★ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び市町立学校職員の給与の特例に関する条例（条例第六十九号）（教育委員会）

一 改正の理由

人事委員会の平成十九年十月九日付けの給与勧告などを考慮して、市町立学校職員の給料月額を改定するとともに、併せて広島県の厳しい財政状況等を総合的に勘案し、市町立学校職員の給料の減額などの特例措置を行うため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正
市町立学校職員の給料表の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。
- 2 市町立学校職員の給与の特例に関する条例の一部改正

(一) 市町立学校職員に支給する給料月額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分ごとに、同表の下欄に掲げる割合に相当する額を減じた額とした。

職員の区分	割合
一 行政職給料表八級及び九級の職員で管理職手当を支給されるもの（知事が別に定めるものに限る。）	一〇〇分の七・五
二 行政職給料表六級、七級、八級及び九級の職員で管理職手当を支給されるもの（一に掲げる職員を除く。）並びに教育職給料表(イ)三級及び四級並びに他の給料表適用者でこれに相当する級の職員で管理職手当を支給されるもの	一〇〇分の五・五
三 一及び二に掲げる職員以外の職員	一〇〇分の三・七五

(二) 管理職手当の額は、(一)において給料月額から減じる割合に相当する額を減じた額とした。

(三) 地域手当（他の手当の額の算出の基礎となる場合を除く。）、期末手当及び勤勉手当を除く手当の額並びに教職調整額の算出の基礎となる給料月額、給料の調整額及び管理職手当の額は、(一)及び(二)の減額前の額とした。

(四) 特例措置の期間は、平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までとした。

3 その他

この条例の施行に関し必要な経過措置等を定めた。

三 施行期日等

- 1 平成十九年十二月二十五日。ただし、二二の改正規定については、平成二十年四月一日
- 2 二一については、平成十九年四月一日から適用する。

★ 特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十号）（人事室）

- 一 改正の理由

広島県の厳しい財政状況等を総合的に勘案し、県議会議員及び委員会の委員長等の報酬等並びに知事等の給料等を減額する特例措置を行うため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容
 - 1 次の特別職の職員等に支給する報酬月額及び給料月額等は、次の割合に相当する額を減じた額とした。

特別職の職員等の区分	割合
一 県議会議長	一〇〇分の一五
二 県議会副議長及び県議会議員	一〇〇分の一二・五
三 知事	一〇〇分の一六・五
四 副知事	一〇〇分の一三・五
五 教育長	一〇〇分の一一
六 人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員	
七 五及び六を除く委員会の委員及び委員	一〇〇分の一〇

2 特例措置の期間は、平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までとした。

三 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十一号）

一 改正の要旨

政務調査費の使途のさらなる透明性の向上を図るため、収支報告書に証拠書類の写しの添付を義務付けるなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十二号）

一 改正の要旨

県議会議員の招集等に係る費用弁償について、交通手段及び経路の実態に応じた交通費並びに公務諸費を支給するよう見直すため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日